

松江市観光シェアサイクル導入・運営業務委託 公募型プロポーザル実施要項

1 業務名

松江市観光シェアサイクル導入・運営業務委託

2 趣旨

(1) 目的

本市には、国宝松江城をはじめ堀川が巡る城下町の姿や宍道湖・中海・日本海などの美しい「水の都」の風景とともに、数多くの魅力的な観光資源が点在している。本年 9 月からは小泉八雲・セツをモデルとしたドラマの放送も始まり、多くの観光客が本市を訪れることが期待されている。こうした中で、市内に点在する観光スポットを結び、周遊型観光の促進を図るとともに、二次交通が脆弱なエリアへの移動手段として、電動シェアサイクル導入に取り組むもの。

(2) 概要

契約締結の翌日から令和8年3月31日までの期間に、本市に電動シェアサイクルを導入し、円滑な運営を実施すること。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日（火）まで

4 提案上限額

本事業のハード事業※¹にかかる経費の提案上限額は 13,020,000 円（消費税及び地方消費税を含む）、ソフト事業※²にかかる経費の提案上限額を 10,272,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とし、合計 23,292,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を提案上限額とする。

※¹ ハード事業：自転車、ヘルメット、サイクルポート、バッテリー等の購入・設置にかかる費用、自転車へのシェアサイクルシステムの搭載にかかる費用 など

※² ソフト事業：自転車の組み立てにかかる費用、配送費、シェアサイクルシステムの初期設定費、広告印刷物製作費、自転車防犯登録にかかる費用、事務手数料・諸経費 など

本プロポーザルは令和7年度の業務にかかる企画提案を募集するものであるが、今後も複数年継続して実施することを想定しているため、令和8年度から令和10年度の間、継続して実施する際に発生する経費の見積書・事業収支を合わせて提出すること。

なお、令和8年度以降についての契約を確約するものではない。

5 業務内容

「松江市観光シェアサイクル導入・運用仕様書」による

6 応募資格要件

次の各号の全ての要件を満たすものとする。ただし、審査結果の決定日までに備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には、失格とする。

(1) 単体の法人又は団体の場合

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- イ 松江市において競争入札参加資格を有する場合、指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止期間を経過していること。
- ウ 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。
- カ 所得税又は、法人税、法人市民税、固定資産税、法人事業税、消費税及び地方消費税のほか、義務付けられている税を滞納していないこと。
- キ 代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処されている者がいる法人等でないこと。
- ク 本事業の実施にあたり、本事業の趣旨を十分に理解し、必要とされる業務経験等をもった者を従事させ、公益に資する意思を持って本事業に参加すること。

(2) 共同企業体の場合

- ア 上記「(1) 単体の法人又は団体の場合」に掲げる要件を全て満たす構成員により結成された者とし、その結成方法は2者又は3者により自主結成されたもので、共同企業体協定書を締結しなければならない。
- イ 代表構成員の出資比率は、構成員中最大とすること（出資比率型でない共同企業体の場合は、分担業務比率が構成員中最大とすること）。
- ウ 各構成員が本プロポーザルに他の共同企業体の構成員でないこと。
- エ 各構成員が発注者との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

7 選定スケジュール【予定】

- (1) 実施要項等の提示 令和7年8月1日(金)
- (2) 質問書の提出期限(提案者) 令和7年8月15日(金) 12時まで(必着)
- (3) 質問書に対する回答期限(発注者) 令和7年8月20日(水)
- (4) 参加意思表明書提出期限 令和7年9月5日(金) 12時まで(必着)
- (5) 企画提案書の提出期限 令和7年9月17日(水) 12時まで(必着)
- (6) プレゼンテーション実施(予定) 令和7年9月30日(火)
※プレゼンテーションの時間については後日、通知する。
- (7) 選定結果通知(内定通知) 令和7年10月3日(金)
- (8) 契約予定日 令和7年10月6日(月)

8 質疑応答

質疑がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。

- (1) 提出書類
質問書(様式1) 【提出部数: 1部】
- (2) 提出期限: 令和7年8月15日(金) 12時まで(必着)
- (3) 提出先: 松江市観光部観光振興課
- (4) 提出方法: 持参・FAX・郵送・メールのいずれか
- (5) 企画提案書の具体的な記載内容及び、評価基準に関する質問については受け付けません。また、質問を行った者の名称は公表しません。
- (6) 回答期限: 令和7年8月20日(水) 市ホームページに掲載

9 参加申し込み

- (1) 提出書類
 - ・参加意思表明書(様式2) 【提出部数: 1部】
 - ・誓約書(様式3) 【提出部数: 1部】
 - ・事業者概要(様式4) 【提出部数: 1部】
 - ・共同企業体として参加する者は共同企業体結成届出書(様式5) 【提出部数: 1部】
 - ・登記事項証明書(履歴事項全部証明書) 【提出部数: 1部】
 - ・市税、県税、国税の納税証明書 【提出部数: 1部】
 - ・損益計算書、貸借対照表 【提出部数: 1部】
- (2) 提出期限: 令和7年9月5日(金) 12時まで(必着)
- (3) 提出先: 松江市観光部観光振興課
- (4) 提出方法: 持参又は郵送
- (5) 参加意思表明書を提出後に辞退する場合は、辞退届(様式6)を上記提出先へ提出す

ること。なお、参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いは行わない。

10 企画提案書ほか必要書類の提出

(1) 提出書類

・募集申込書（様式7） 【提出部数：8部（本書1部、副書7部）】

・企画提案書（様式8） 【提出部数：8部（本書1部、副書7部）】

※企画提案書は任意様式で提出することも可能とする。ただし、様式8の記載項目ごとに記載すること。

・業務実施体制（様式9） 【提出部数：8部（本書1部、副書7部）】

・見積書（様式10） 【提出部数：8部（本書1部、副書7部）】

・事業収支（様式は任意） 【提出部数：8部（本書1部、副書7部）】

※見積書の積算根拠となる事業収支を提出すること。

(2) 提出期限：令和7年9月17日（水）12時まで（必着）

(3) 提出先：松江市観光部観光振興課

(4) 提出方法：持参又は郵送

11 審査方法

「松江市観光シェアサイクル導入・運営業務委託」公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査を行う。

(1) 審査（プレゼンテーション）

企画提案書の内容について、プレゼンテーションを実施し、受託候補者を選定する。

ア 実施日（予定）

令和7年9月30日（火）

※詳細は、9月26日（金）（予定）に電子メールで通知する。

イ 出席者

1社3名以内とする。共同企業体の場合は1社1名以上で合計3名以内とすること。

ウ プレゼンテーションの方法

(i) プレゼンテーションは、提出書類に基づき、実施すること。

(ii) PowerPoint等を使用する場合は、必要な機材を参加者で準備すること。

（※モニター及びHDMIケーブルは発注者が用意する。）

エ その他

(i) プレゼンテーションは、企画提案書の受付順で実施する。

(ii) プレゼンテーションの時間は20分以内とし、本市からの質疑およびその回答時間は10分程度とする。

(iii) プレゼンテーションに参加しなかった提案者は失格とする。

1.2 事業者の選定・審査・契約

(1) 選考方法と優先交渉権者の決定

- ア 市による審査委員会において、プロポーザル参加事業者からの企画提案等を審査し、以下の審査内容により合計点数の最高得点を得たものを本業務の第一優先交渉権者として選定する。次点は第二優先交渉権者とする。
- イ 評価点が同点の場合は、審査委員会の各委員の合議により決定するものとする。
- ウ 評価点が満点（100点）の6割（60点）に満たない場合は、優先交渉権者として選定しない。

審査項目	審査の視点	配点
①運営実績・体制	事業の目的を理解し、事業全体の明確な構想が描けているか。	5点
	事業の運営は組織化され、適切な人員・責任者が配置されているか。	5点
	シェアサイクル事業に関する実績や運営のノウハウを有しているか。	10点
	業務の実施にかかるスケジュールは実現可能であり、効率的に履行できるものか。	5点
②サービス内容	自転車・ポートの設置箇所は観光客数など、データを基に提案されており、観光客の利用促進に効果的か。	10点
	自転車・ポートの仕様は幅広い年代の利用を想定し、利便性、安全性に配慮された実用的なものとなっているか。	5点
	利用しやすい料金設定となっているか。また、複数の決済手段を選択できるか。	5点
	アプリなどシステムの登録・利用方法は容易なものであり、日本語のほか、複数の外国語に対応しているか。	5点
	ポート間での自転車の偏在や自転車のバッテリー切れの対策は行っているか。	10点
	自転車・ポートの点検・メンテナンスの頻度は十分か。加入する保険の補償範囲・補償内容が十分であるか。	10点
	緊急時の対応・問い合わせ方法が具体的に提案されているか。	5点
③企画提案	事業を通して、本市に有用なデータを提供できるか。	5点
	利用者数の拡大を図るための取り組みや本事業の周知・広報を十分に行う提案となっているか。	10点
	事業実施にあたり、市内の公共施設・宿泊施設・飲食施設等との連携が図られているか。	5点

④価格	提案金額は業務内容に見合った適正な価格となっているか（令和7年度及び令和8年度以降の経費も含む）。	5点
合計		100点

(2) 審査結果

ア 審査結果については、プレゼンテーションを行った者全員に対して通知する。

イ 松江市ホームページにて審査基準、参加者、結果等を公表する。

(3) 契約

発注者と第一優先交渉権者は委託契約の締結に向けた協議を行い、契約内容について合意した場合は、契約を締結する。契約内容については、本要項及び仕様書、第一優先交渉権者の提案書の内容を踏襲するものとするが、やむを得ず契約内容を変更する場合は、契約時において発注者と第一優先交渉権者が協議・調整のうえ、内容を決定する。

なお、発注者が第一優先交渉権者と協議し、合意しなかった場合は、第二優先交渉権者と協議を行う。

1.3 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルへの参加に係る一切の経費は参加者の負担とし、提出書類は返却しない。
- (2) 書類に虚偽の記載があった参加者に対しては、指名停止措置等を行うことがある。
- (3) 提案書は1者1点に限る。また、提出後の資料追加は認めるが、企画提案書に基づいたものに限る。
- (4) 提出書類は優先交渉権者選定のためにのみ使用し、他の目的には使用しない。
- (5) 本事業の優先交渉権者には、契約の締結に至るまで守秘義務を求めるものとする。
- (6) 業務遂行にあたっては、実施体制を明示するとともに、事業統括責任者及び連絡窓口担当者を配置すること。
- (7) 本要項に定めのない事項については、別途協議の上決定する。

1.4 応募及び問い合わせ先

島根県松江市末次町86番地 松江市役所第4別館1階

松江市観光部 観光振興課 担当 河原、石川

電話：0852-55-5214

FAX：0852-55-5634

E-mail：kankou-kakariatmarkcity.matsue.lg.jp

※atmark は@へ読み替えるものとする。